

京都市上下水道局告示第39号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成23年2月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市左京区吉田泉殿町47番地

株式会社小谷工業所

代表取締役 小谷 弘子

2 廃止届出年月日

平成23年1月28日

(上下水道局水道部給水課)